

ちは広域連合だより

(平成24年1月1日現在) 千葉県人口 **6,206,334**人 (平成23年12月31日現在) 被保険者数 **578,630**人 第**12**号

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に1度、見直すこととされています。平成24・25年度の保険料について、平成24年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会において可決され、決定されましたのでお知らせします。

平成24・25年度の保険料率

平成24・25年度は、医療給付費等の増加が見込まれるところですが、広域連合の保険料調整基金(剰余金)及び県が管理する財政安定化基金を活用することにより、保険料率の上昇を抑制しました。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、低中所得者層の保険料の上昇を抑制するため、賦課限度額を50万円から55万円に引き上げさせていただきました。

また、現在行っている保険料の軽減策(所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方への軽減策)は引き続き実施することになります。

	平成24・25年度	平成22・23年度	比較
所得割率	7.29%	7.29%	据え置き
均等割額	37,400円	37,400円	据え置き
賦課限度額	550,000円	500,000円	5万円引き上げ

【参考】賦課限度額引き上げの影響(例)

賦課の対象となる所得金額※	保険料の年額		影響額
	平成24・25年度	平成22・23年度	
6,345,705円	500,000円	500,000円	0円
6,482,885円	510,000円	500,000円	10,000円
7,031,605円	550,000円	500,000円	50,000円

※基礎控除額33万円を控除した後の金額

旭市・匝瑳市・東庄町・芝山町にお住まいの方の保険料率

保険料率は原則として、県内均一とされていますが、過去の医療費が県全体の平均に比べて低かったことを考慮し、段階的に均一保険料に近づけることとしています。平成24・25年度の旭市・匝瑳市・東庄町・芝山町にお住まいの方には、以下の保険料率が設定されます。

	所得割率	均等割額
旭市	6.97%	35,800円
匝瑳市	7.00%	35,900円
東庄町	6.95%	35,700円
芝山町	7.02%	36,100円



平成24年4月からの
保険料率が決まりました!!

厳しい経済情勢のなか、保険料が増加する方には、ご負担をおかけしますが、広域連合では、引き続き制度加入者の皆さんが、安心して医療やサービスなどを受けられることができるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

特集は2~4ページに続きます